

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学年俸制教員給与規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第30条の規定に基づき、公立大学法人大阪に勤務する年俸制の適用を受ける教員（以下「年俸制教員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 年俸制教員は、国内外の優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し、任期を定めて雇用する教員にあって、理事長が特に必要と認める者で、大阪府立大学教員の任期に関する規程別表中、対象となる職に年俸制の記載がある教員をいう。

### (給与)

第3条 年俸制教員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当とする。

### (基本年俸)

第4条 基本年俸の額は、理事長が、当該年俸制教員の学歴、研究歴、業績、予算等を勘案して、別表に定める号数及び区分により決定する。

2 基本年俸の額は、勤務実績等を勘案し事業年度単位で定めるものとし、事業年度の途中においては、その額を増減しない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる場合の基本年俸は、理事長が別に定める。

4 第1項の号数及び区分は、勤務実績等を勘案し変更することができる。

### (給与の支給日等)

第5条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給（以下「基本給」という。）として、毎月17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日（(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間等規程」という。）第14条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは、15日）に支給する。

2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に差額が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを精算する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その精算時期を遅らせることがある。

3 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情がある場合には、翌月又は翌々月に支給することがある。

4 通勤手当の支給方法は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）の適用を受ける教職員（以下「教職員」という。）の例による。

### (給与の支払い)

第6条 年俸制教員の給与は、その全額を現金で、直接年俸制教員に支払う。ただし、法令に別段の定め又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当

該法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。

- 2 前項の給与は、年俸制教員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みの方法により支払う。

#### (基本給の支給)

第7条 新たに年俸制教員となった者には、その日から基本給を支給する。

- 2 年俸制教員が離職したときは、その日まで基本給を支給する。
- 3 年俸制教員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給の額は、その月の現日数から旧勤務時間等規程第7条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算による。

#### (通勤手当等)

第8条 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、教職員の例による。

#### (休職者の給与)

第9条 旧給与規程第30条の規定は、年俸制教員の休職の期間中の給与の支給について準用する。この場合において同条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」及び「給料、扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

#### (基本給の減額)

第10条 年俸制教員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第19条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない時間1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの基本給額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して基本給を支給する。

- 2 前項の規定により減額すべき基本給額は、旧給与規程第31条第2項に定めるところにより、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。
- 3 給料の半減に係る病気休暇の算定方法は、旧給与規程第31条の2の定めるところにより、連続する7日以上 of 病気休暇を与える期間及びその開始の前日から起算して1年をさかのぼった日（以下「基準日」という。）以後に与えた連続する7日以上 of 病気休暇の期間を全て通算するものとする。
- 4 前項の場合のほか、基準日前から引き続く連続する7日以上 of 病気休暇で終期が基準日以後のものについては、その全期間を通算する。

#### (端数計算)

第11条 次条に規定する勤務1時間当たりの基本給額及び第8条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当等の額を算定するときは、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

#### (勤務1時間当たりの基本給額)

第12条 勤務1時間当たりの基本給額は、基本給を旧勤務時間等規程第3条に規定する1

週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから旧給与規程第 33 条に定めるものを減じたもので除して得た額とする。

(退職手当)

第 13 条 年俸制教員には退職手当を支給しない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、年俸制教員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第 4 条関係)

基本年俸表

号数	区分	基本年俸額	摘 要
1	標準	4,080,000 円	助教
	(+1)	4,230,000 円	
2	標準	4,380,000 円	助教
	(+1)	4,530,000 円	
3	標準	4,680,000 円	助教
	(+1)	4,830,000 円	
4	標準	4,980,000 円	助教
	(+1)	5,130,000 円	
5	標準	5,280,000 円	助教
	(+1)	5,430,000 円	
6	標準	5,580,000 円	助教
	(+1)	5,730,000 円	
7	標準	5,880,000 円	助教
	(+1)	6,030,000 円	
8	標準	6,180,000 円	助教
	(+1)	6,330,000 円	
9	標準	6,480,000 円	講師、助教
	(+1)	6,630,000 円	
10	標準	6,780,000 円	講師、助教

	(+ 1)	6,930,000 円	
11	標準	7,080,000 円	講師、助教
	(+ 1)	7,230,000 円	
12	標準	7,380,000 円	准教授、講師
	(+ 1)	7,530,000 円	
13	標準	7,680,000 円	准教授
	(+ 1)	7,830,000 円	
14	標準	7,980,000 円	准教授
	(+ 1)	8,130,000 円	
15	標準	8,280,000 円	准教授
	(+ 1)	8,430,000 円	
16	標準	8,580,000 円	准教授
	(+ 1)	8,730,000 円	
17	標準	8,880,000 円	准教授
	(+ 1)	9,030,000 円	
18	標準	9,180,000 円	教授、准教授
	(+ 1)	9,330,000 円	
19	標準	9,480,000 円	教授
	(+ 1)	9,630,000 円	
20	標準	9,780,000 円	教授
	(+ 1)	9,930,000 円	
21	標準	10,080,000 円	教授
	(+ 1)	10,230,000 円	
22	標準	10,380,000 円	教授
	(+ 1)	10,530,000 円	
23	標準	10,680,000 円	教授
	(+ 1)	10,830,000 円	
24	標準	10,980,000 円	教授
	(+ 1)	11,130,000 円	
25	標準	11,280,000 円	教授
	(+ 1)	11,430,000 円	
26	標準	12,480,000 円	教授（業務遂行上、高度の知識又は経

	(+ 1)	13,080,000 円	験を必要とし、困難な研究等に従事)
27	標準	13,680,000 円	教授 (業務遂行上、高度の知識又は経験を必要とし、困難な研究等に従事)
	(+ 1)	14,280,000 円	
28	標準	14,880,000 円	教授 (業務遂行上、高度の知識又は経験を必要とし、困難な研究等に従事)
	(+ 1)	15,480,000 円	
29	標準	16,080,000 円	教授 (業務遂行上、特に高度の知識又は経験を必要とし、特に困難な研究等に従事)
	(+ 1)	16,680,000 円	
30	標準	17,280,000 円	教授 (業務遂行上、特に高度の知識又は経験を必要とし、特に困難な研究等に従事)
	(+ 1)	17,880,000 円	
31	標準	18,480,000 円	教授 (業務遂行上、特に高度の知識又は経験を必要とし、特に困難な研究等に従事)
	(+ 1)	19,080,000 円	
32	標準	20,400,000 円	教授 (業務遂行上、極めて高度の知識又は経験を必要とし、極めて困難な研究等に従事)
	(+ 1)	21,000,000 円	

備考 この表は、年俸制教員に適用する。また、新たに号数を決定する場合は標準の区分を、当該号数の中で基本年俸額を変更する場合は(+ 1)の区分を適用する。